

序

斎藤和夫先生は、昭和四七年に法学部助手に就任されてから、四〇年もの長きにわたり、法学部の研究と教育に力を注がれてきた。先生は平成二四年三月に退職され、慶應義塾大学名誉教授となられる。

斎藤和夫先生を一言で表現させていただくなら、学究の人ということになる。先生はつねに、未開拓の領域を独自の方法を用いてひたすら追究されてきた。ライフワークはいうまでもなく、ドイツ強制抵当権の研究である。この研究テーマの重要性は古くから指摘されてきたものの、先生のほかにはだれも手をつけてこなかった。というよりも、手をつけることができなかったというほうが正確なようである。関連の研究者の言葉を借りれば、斎藤先生の研究上の功績は以下のように要約される。すなわち、他の研究領域と同様、法律学でも学問の細分化が進み、その中で当然のように実体法学者と手続法学者の間で棲み分けが生じてきた。ところが、強制抵当権の研究を行うためには両者を視野に収める必要がある。この難行に果敢に取り組み、多大なる研究成果をあげたのが斎藤先生というわけである。また、ある担保法学の碩学は、ドイツの民法学と民事手続法学の全体に通じているのは斎藤のほかにはいないと述べたという。

先生の研究は二冊の名著、『ドイツ強制抵当権の法構造——「債務者保護」のプロイセン法理の確立——』（慶應義塾大学法学研究会、二〇〇三年）と『ドイツ強制抵当権とBGB編纂——ドイツ不動産強制執行法の理論的・歴史的・体系的構造——』（慶應義塾大学法学研究会叢書八二）（慶應義塾大学法学研究会、

二〇一一年)にまとめられている。これらは、当該領域における最高峰の研究書との評価が定着している。斎藤先生の研究は質量とも圧倒的であり、他の追随を許さない。実際、強制抵当権研究で得られた知見と方法を駆使しつつ、担保法のあらゆる分野について、ドイツ法の研究を基礎とした重厚かつ精緻な論文を次々と発表されてきた。なかでも担保法は概して実務家主導の傾向が強く、学術的著作が少ないといわれる分野であり、また前述したとおり担保実体法と担保手続法の双方について論文を書ける学者はさらに少ないと聞く。斎藤先生はドイツ法の豊かな素養をもとに次々と労作を発表され、担保法学の分野でも斎藤先生はまさに余人をもって代え難い存在という評価を得ることになったのである。

先生の研究に関して強調すべきは、強制抵当権に関する研究の重要性をだれもが認めているにもかかわらず、実はその制度が日本の法律には導入されていないという点であろう。外国にしかない制度の研究を行うことは、むろん困難をきわめる。その中で、先生はご自身の研究生生活のすべてをドイツ強制抵当権の研究に捧げられ、前掲の二冊の大著を完成された。この点に斎藤先生の学問的良心と学問的意義を見出すのは容易であろう。というのも、現存しない制度に関する研究は、日本の法律の構造と特質を裏側から照射するとともに、現状を批判し、あるべき制度を模索するうえでは必要不可欠なものだからである。

斎藤先生の研究は、慶應義塾の法学教育の面にも豊かな果実をもたらした。先生は昭和五一年、西ドイツ(当時)・ザールラント大学での在外研究を終えた後、初めて講義をもたれた際に「担保法」の講座を開設された。現在でこそ担保法という名称の科目はそれほど珍しくないが、その嚆矢は先生担当の講座であったという。現在でもこの講座は続いており、担保実体法と担保手続法を総合的・立体的に学べるものとして学生の人気を博していると聞く。

斎藤先生は学問的には大変厳しかったようだが、お人柄はとても温厚である。先生はつねに笑顔を絶やさず、

研究室棟の談話室などでお会いすると、いつも丁寧にご挨拶され、細やかな気配りをされる。私自身、何度も斎藤先生から励ましの言葉をいただいたことがある。先生はまた思慮の人でもある。先生の発言はいつもじつくりと考え抜かれたもので、そこでは様々な利益・立場のバランスが適切に保たれるよう配慮されていた。会議の場でも、先生はけっして自分の意見を強く主張したり、押しついたりすることはなかった。他者の人格と自由をいつも尊重されていたからだと思う。このような先生のお人柄は多くの学生を惹き付け、斎藤研究会からは多数の優れた研究者、法曹実務家、企業法務担当者などが輩出されている。

先生はいつも朝から晩まで研究室にこもって研究されていた。もう研究室棟でお会いすることができないかと思うと寂しい限りであるが、先生がこれからも引き続き学究生活を続けられ、多くの成果を世に問われることを、心より期待し祈念する次第である。先生、いつまでもお元気にお過ごしください。

平成二三年一二月

法学部長 大石 裕